

## 自動車事故費用共済

# まごころ共済

もしものとき…お手頃な掛金でもうひとつの安心を!

ドライバーのあなた、もしもの時、自動車保険に入っているから安心と思いませんか?もし、あなたが人身事故を起こしてしまったら…

人身事故で加害者となった場合、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任(誠意)についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。万一のときあなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが県共済の自動車事故費用共済です。



### 補償内容

すべての共済金は、共済契約者にお支払いします。

負傷者が	契約者側の場合	相手側の場合
<b>死亡共済金</b> 事故の日から180日以内に死亡されたとき (1事故につき)	<b>300万円</b>	共済契約者の経済的負担を補うため <b>合計300万円</b> までの実費を支給 契約者側にも過失のある場合 死亡臨時費用共済金(一時金として支給) <b>30万円</b>
<b>後遺障害共済金</b> (障害級別による)	<b>12~300万円</b>	<b>12~300万円</b> 算定された額を限度として実費を支給
<b>入通院共済金</b> 365日分 または300万円限度	(1人あたり) 入院日額 <b>4,500円</b> 通院日額 <b>2,250円</b> 1事故につき入院、通院合わせて1日最高18,000円	左記の日額により、 <b>合計300万円</b> までの実費を支給 契約者側にも過失のある場合 入通院臨時費用共済金(一時金として支給) (3日以上の上の通院または入院で、1事故につき) <b>3万円</b>

※共済金は、1事故の総合計300万円が限度です。



山口県中小企業共済協同組合

追突事故を起こして



●相手2名(運転者と同乗者)がそれぞれ10日入院した  
(相手)4,500×10日×2名=90,000円  
90,000円を支払い限度として共済契約者が負担した実費をお支払い

自分が追突されて

全く契約者に過失が無い場合  
●自分が20日通院、相手1名(運転者)が死亡した  
(自分)2,250×20日=45,000円 定額払い  
(相手)お支払い出来ません  
多少なりとも契約者に過失ありの場合  
●自分が20日通院、相手2名(運転者と同乗者)がそれぞれ30日通院した  
(自分)2,250×20日=45,000円 定額払い  
(相手)2,250×30日×2名=135,000円  
135,000円を支払い限度として共済契約者が負担した実費をお支払い



自損事故を起こして



●自分と同乗者がそれぞれ10日入院した  
(自分)4,500×10日×2名=90,000円 定額払い

出会い頭の事故を起こして



●相手1名(運転者)が30日、自分が20日通院した  
(自分)2,250×20日=45,000円 定額払い  
(相手)2,250×30日=67,500円  
67,500円を支払い限度として共済契約者が負担した実費をお支払い

歩行者を跳ねて死亡事故を起こした



●相手が死亡した  
死亡事故共済金として3,000,000円を支払い限度として実費を契約者にお支払い

バイクと接触事故を起こして



●相手1名(運転者)が10日入院した  
(相手)4,500×10日=45,000円  
45,000円を支払い限度として共済契約者が負担した実費をお支払い

あなたが人身事故を起こしたとすると

お見舞いに行くなどして被害者に対する誠意を示さないと、示談交渉はスムーズに進みません。

★示談交渉までにとるべき措置としては

- 死亡事故の場合は相当の香典を持参して通夜、葬儀に出席し、その後の法事も欠かさぬよう心がけねばなりません。
- 障害事故の場合は治療費を支払い、お見舞いを十分に行き、誠意のあることを態度で示す必要があります。

★示談交渉をはじめる時期は、

- 死亡事故の場合は四十九日の法要がすんだころ。
- 障害事故では重傷の場合で入院していれば退院が間近なころ、軽傷であれば傷が治ったころが一般的です。

必要な費用は

相手方が死亡した場合	相手方が入院した場合
香典 供花料	お見舞いの費用として菓子、果物、生花代、
葬儀費用	療養雑費、交通費等
あなたの喪失利益	が必要となります。
諸費用	

相手への誠意として香典、葬儀費用、お見舞い費用、療養の雑費また契約者自身の喪失利益、交通費などいろいろ自己出費がかさみます。

車種別共済掛金

車種	プレートナンバー(分類番号)	月払共済掛金	年払共済掛金
1 自家用乗用自動車	3・5・7・8・30~39・50~59・70~79・80~89・300~399・500~599・700~799・800~899	900円	9,000円
2 自家用軽乗用自動車	50~59・80~89・580~599・880~899	450円	4,500円
3 自家用普通貨物自動車(2t超)	1・2・8・10~19・20~29・80~89・100~199・200~299・800~899	1,650円	16,500円
4 自家用普通貨物自動車(2t以下)	1・8・10~19・80~89・100~199・800~899	1,350円	13,500円
5 自家用小型貨物自動車	4・8・40~49・80~89・400~499・800~899	900円	9,000円
6 自家用軽貨物自動車	40~49・80~89・480~499・880~899	450円	4,500円

〈注〉営業用登録自動車(乗用は緑ナンバー、軽自動車は黒ナンバー)は、お引受できません。プレートナンバー(分類番号)の8・80~89・800~899については、特殊車両ですので、改造前の車種で掛金を頂きます。

●お問い合わせ・お申し込みは

山口県中小企業共済協同組合

〒753-0074 山口市中央4丁目5-16(商工会館3階)  
TEL:083-925-6370(代) FAX:083-925-6372

共済契約のご加入に際して、ご提供いただく個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

お取り扱い代理所